

平成十年通商産業省令第五十四号

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項及び第三項（同条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項並びに第二十一条第二項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

（法第三条の二第二項の主務省令で定める事項）

第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからカまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第二項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であって、次に掲げる事項を含むものとする。

一 第一種事業の実施が想定される区域（以下「第一種事業実施想定区域」という。）及びその面積

二 第一種事業に係る電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項

（計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針）

第一条 第一種事業に係る法第三条の二第二項の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めることによる。

（構造等に関する複数案の設定）

第三条 計画段階配慮事項についての検討に当たつては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数の案（以下「構造等に関する複数案」という。）を適切に示すものとする。ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないと認められることその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、单一案を設定するものとする。

2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たつては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。  
（配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握）

第四条 計画段階配慮事項についての検討に当たつては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下「配慮書事業特性」という。）並びに第一種事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的情況（以下「配慮書地域特性」という。）に關し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 配慮書事業特性に関する情報

イ 第一条各号に掲げる事項

ロ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

ハ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

ニ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要

ホ 第一種事業に係る工事の実施（第五条及び第九条において「第一種事業の工事の実施」といいう。）に係る期間及び工程計画の概要

ヘ その他第一種事業に関する事項

二 配慮書地域特性に関する情報

イ 自然的状況

（1） 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

（2） 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（3） 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

（4） 地形及び地質の状況

（5） 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

（6） 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

（7） 一般環境中の放射性物質の状況

ロ 口 社会的状況

（1） 人口及び産業の状況

（2） 土地利用の状況

（3） 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

（4） 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅

（5） 交通の状況

（6） 下水道の整備の状況

（7） 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

（8） その他第一種事業に関する事項

2 前項第一号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいづれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第二十条第四項、第二十五条第四項及び第三十一条第三項第五号を除き、以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

一 第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域  
二 既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域  
（計画段階配慮事項の選定）

第五条 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（本条において「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれがある

環境要素に關し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客觀的かつ科学的に検討するものとする。この場合においては、前条の規定により把握した配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。  
前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に關し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として配慮書事業特性に応じて適切に区分された影響

要因ごとに行うものとする。なお、この場合において、第一号に掲げる影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

一 第一種事業の工事の実施（第一種事業の一部として、第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

二 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は当該工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であつて第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

三 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関する規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 大気環境  
（1） 大気質  
（2） 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるもの）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

（3） 振動  
（4） 悪臭

（1） から（4）までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

二 水環境  
（1） 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）  
（2） 地盤  
（3） 土壌  
（4） 水底の底質

（1） から（4）までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）

（1） 地形及び地質  
（2） 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

（1） から（3）までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

（1） から（3）までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 境界要素  
（1） 動物  
（2） 植物  
（3） ハ 生態系

（1） 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

ロ 人との活動の場

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものは、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。）

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量

四 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知識を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

五 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行つたときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、第一項の規定により選定された事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

#### 第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られたる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関して、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 まとまって存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であつて、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であつて、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの

ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であつて、地域において重要な機能を有するもの

ニ 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であつて、地域を特徴づける重要なもの

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に關し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに對する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに對する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に關してはそれらの発生量及び最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に關してはそれらの発生量

その他の環境への負荷の量の程度を、それぞれ把握する手法

七 前条第五号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化を把握する方法

（調査の手法の選定の留意事項）

第七条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査の手法の選定に當たつては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について

適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取する手法（専門家等から科学的知見を聴取してもなお必要な情報が得られないときは、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法））

三 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。）第一種事業の実施により選定事項に関する環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

4 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。

3 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

#### （予測の手法の選定の留意事項）

第八条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、科学的知見の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域

2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

（評価の手法の選定の留意事項）

第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 第三条の規定により構造等に関する複数案が設定されている場合は、当該構造等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較すること。

二 構造等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により当該選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある重大な影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 前二号の場合において、国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は当該目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は当該目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかをできる限り検討すること。この場合において、第一種事業の工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかをできる限り検討すること。

四 第一種事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

#### （調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項）

第十一条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法（この条において「手法」という。）の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家の専門分野を明確にできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

2 前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案（第三条の規定により設定されている場合に限る）の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

3 手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

#### （計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第十二条 第一種事業に係る法第三条の七第二項の計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

#### （関係地方公共団体及び一般からの意見聴取）

第十三条 第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る配慮書（法第三条の三第一項に規定する配慮書をいう。以下同じ。）の案又は配慮書について、関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。ただし、これらの者の意見を求める理由を明らかにする場合は、この限りでない。

2 配慮書の案について前項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず一般的環境の保全の見地からの意見（以下「一般的意見」という。）を求めた後において求めよう努めるものとする。

（一般的意見の聴取の方法）

3 配慮書について第一項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付を行つた後速やかに、一般的意見とともに求めよう努めるものとする。

（一般的意見の聴取の方法）

第十四条 前条第二項及び第三項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般的意見を求めるときは、当該配慮書の案又は当該配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日より三十日程度の適切な期間を定めて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の名称

三 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

四 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

第一種事業実施想定区域

- 六 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間
- 七 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することがで  
きる旨
- 八 前号の書面の提出期限及び提出先その他該書面の提出に必要な事項
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。
- 一 官報に掲載する方法
- 二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体の公報、広報紙又はウェブサイトに  
掲載する方法
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たっては、次に掲げる場所のうち一  
かから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。
- 4 第一種事業を実施しようとする者の事務所
- 二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあつては、当該関係地方公共団体の庁舎その他の  
施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設
- 4 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を公表するに当たっては、次に掲げる方法のうち一  
以上の適切な方法により行うものとする。
- 一 第一種事業を実施しようとする者のウェブサイトに掲載する方法
- 二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体のウェブサイトに掲載する方法
- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種事  
業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の  
提出により、これを述べることができる。
- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表  
者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- （関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法）
- 第十四条 配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を  
記載した書面に、当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付  
し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日程度の適切な期間を定めて行うものとする。
- 2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第五項の規定により  
提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の  
見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努める  
ものとする。
- 3 関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、  
第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定め  
る期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面  
により述べるものとする。
- 4 前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について  
関係地方公共団体である市町村の長（この条において「関係市町村長」という。）の環境の保全  
の見地からの意見を求めることができるものとする。
- 5 第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十一条第四項に規定する一の政令で  
定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市長が第一項の書  
面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に  
対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものと  
する。

六 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

七 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することがで  
きる旨

八 前号の書面の提出期限及び提出先その他該書面の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものと  
する。

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

4 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たっては、次に掲げる場所のうち一  
かから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種事  
業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の  
提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表  
者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

（関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法）

- 第十四条 配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を  
記載した書面に、当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付  
し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日程度の適切な期間を定めて行うものとする。
- 2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第五項の規定により  
提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の  
見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努める  
ものとする。
- 3 関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、  
第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定め  
る期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面  
により述べるものとする。
- 4 前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について  
関係地方公共団体である市町村の長（この条において「関係市町村長」という。）の環境の保全  
の見地からの意見を求めることがあるものとする。
- 5 第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十一条第四項に規定する一の政令で  
定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市長が第一項の書  
面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に  
対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものと  
する。

- 六 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により提出するに必要な事項
- 7 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十  
五年法律第六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の  
規定による病院若しくは同条第一項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する  
もの（以下「学校等」と総称する。）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置す  
る場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の学  
校等における予測値が、環境基本法第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件につ  
いての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。
- 八 前号の規定による公告は、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものと  
する。
- 一 官報に掲載する方法
- 二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体の公報、広報紙又はウェブサイトに  
掲載する方法
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 4 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たっては、次に掲げる場所のうち一  
かから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。
- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種事  
業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の  
提出により、これを述べることができる。
- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表  
者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- （関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法）

- 第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該  
当する第二種事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する  
場合を含む。）の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するとき  
は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
- 一 発電方式について実績が少なく、かつ、環境影響に関する知見が十分に蓄積されていない技  
術を用いること。
- 二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）において使用された実績が少なく、かつ、環境  
影響に関する知見が十分に蓄積されていない燃料を用いること。
- 三 次のイからニまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、  
工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出  
力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの（次号において  
「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げ  
る要件のいずれかに該当することとなること。
- イ 水力発電所
- ロ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）
- ハ 太陽電池発電所
- ニ 風力発電所
- 四 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲  
内に、工事期間が重なる一以上の火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置により、  
総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること又は次号から第二十八号ま  
でに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。
- 五 大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が滞留しやすい地域が火力発電所を設置する場  
所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該火力発電所から排出される  
大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。
- 六 排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考6及び7に規  
定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立  
方メートル以上排出する場合であつて、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定して  
いる水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は  
全堿のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法第十六条第一項の規定による水質の  
汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全堿に関するものに限る。）に  
係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。
- 七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十  
五年法律第六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の  
規定による病院若しくは同条第一項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する  
もの（以下「学校等」と総称する。）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置す  
る場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の学  
校等における予測値が、環境基本法第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件につ  
いての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。

いての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型AAの夜間の値を超えること。

八 学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該工事に伴つて発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型AAの昼間の値を超えること。

九 学校等が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該発電所の発電設備から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、学校等の直近において国又は地方公共団体の測定している大気の測定点（以下「大気の測定点」という。）における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の二パーセント除外値（二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間九十八パーセント除外値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の二パーセント除外値）における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）を超えること。

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場合の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの夜間の値を超えること。

十一 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が発電所の設置又は変更の工事を行う場合の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該工事に伴つて発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型AAの昼間の値を超えること。

十二 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場合の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該発電所の発電設備から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、当該地域における大気の測定点における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の二パーセント除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間九十九パーセント値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の二パーセント除外値を加えた結果が大気の汚染に係る環境基準を超えること。

十三 水道原水水質保全事業の実施による法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点（以下「水道原水取水地点」という。）が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であつて、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

十四 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。十五 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息及び生育の場である自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲（一キロメートルの範囲内を除く。）に存在する場合であつて、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

イ 第二種事業の実施による排水の排出によって、国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が存在する水域における生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の予測値が当該水域に係る水質汚濁に係る環境基準を超える範囲が当該生息又は生育の場に及ぶこと。

ロ 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が減水区間になること。

ハ 火力発電所から温排水を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息又は生育の場に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

二 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）から硫化水素を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生育の場に影響が及ぶこと。

十六 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項に規定する指定地域又は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域若しくは同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場合の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該発電所の発電設備から硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんを排出することにより当該地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、第二種事業の実施に伴い発生する自動車が当該沿道整備道路を通過することにより当該沿道整備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

十八 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定水域又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

十九 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

二十 濱戸内海環境保全特別措置法（昭和四八年法律第六十号）第二条第一項に規定する濱戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（濱戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四八年政令第三百二十七号）第三条の区域を除く。）に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日最大排水量五十立方メートル以上排出することにより濱戸内海又は当該区域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

二十一 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であつて、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

イ しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。

ロ 火力発電所から温排水を排出することにより水温が三度以上上昇する範囲が当該区域に及ぶこと。

二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

イ 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

ロ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十二条の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

ニ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第一百三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ヘ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

ト 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条の規定により指定された湿地の区域

ヌ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁<sup>りょう</sup>及び築堤にあっては、周囲の自然の環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保全区域

ヲ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象

二十三 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されない大気の測定点が存在する場合であつて、当該発電所の発電設備からばい煙が排出されることにより大気の汚染に係る環境基準が確保されること。

二十四 火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に國又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基準が確保されていない地點が存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

二十五 発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地點が存在する場合であつて、当該工事に伴つて発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

二十六 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）に規定する限度を超えている地域又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二种事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0・1デシベルを超えることとなること。

二十七 振動規制法施行規則（昭和五十一年總理府令第五十八号）第十二条に規定する限度を超えている地域に面する道路が第二种事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、当該道路を通過する自動車による道路交通振動の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通振動の予測値が、0・1デシベルを超えることとなること。

二十八 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない水質の測定点が存在する水域において、第二种事業の実施により当該水域の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐（この号において「水質汚濁に係る環境基準未達成項目」という。）が現状よりも増加する場合であつて、水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における予測値が水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における測定結果に比べ、当該水域の水質汚濁に係る環境基準の十分の一を超えて増加することとなること。

（方法書の作成）

**第十七条** 電気事業法第四十六条の四に規定する特定対象事業（以下「特定対象事業」という。）に係る法第五条第一項第二号に掲げる事項のうち特定対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 特定対象事業の名称

二 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

三 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

四 対象事業実施区域

五 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要（既に決定されている内容に係るものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、特定対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

一 前項各号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該事項に関する特定対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

二 特定対象事業に係る法第五条第一項第三号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第四条第一項第二号の規定の例により区分して記載するものとする。

三 第一項第四号に掲げる事項及び前項の事項について把握した結果の記載に当たつては、その概要を縮尺五万分の一以下二十万分の一以上の平面図上に明らかにするものとする。

四 第一項第四号に掲げる事項の記載に当たつては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。（この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつて、専門家等の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。）

五 特定対象事業に係る法第五条第一項第七号に掲げる事項の記載に当たつては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。（この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつて、専門家等の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。）

六 特定対象事業に係る法第五条第一項に規定する方法書には、法第五条第二項の規定により二以上の中の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあつては、その旨を明らかにするものとする。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

**第十八条** 特定対象事業に係る法第六条第一項の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第四条第二項第一号又は第二号に掲げる地域に準ずるものとする。この場合において、同項

第一号中「第一種事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。

(項目及び手法の選定に関する指針)

**第十九条** 特定対象事業に係る法第十一条第四項の環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十一条の二までに定めるところによる。

(特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握)

**第二十条** 特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容（以下「特定対象事業特性」といいう。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的情況（以下「特定対象地域特性」といいう。）を把握するものとする。

**第二十一条** 第四条第一項第一号及び第二号の規定は、前項の特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握について準用する。この場合において、同条第一項第一号イ中「第一条各号に掲げる事項」とあるのは、「対象事業実施区域及びその面積」と、同号ロからまでの規定中「第一種事業に」とあるのは、「特定対象事業に」と、同号ホ中「（第五条及び第九条において「第一種事業の工事の実施」という。）に係る期間」とあるのは「に係る工法、期間」と、同項第二号イ（1）中「気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）」とあるのは「大気環境」と、「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）」とあるのは「環境基準」と、同号イ（2）中「水質、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）」とあるのは「水環境」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 特定対象地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、第十九条に規定する地域の管轄に係る地方公共団体（第二十五条第四項及び第三十一条第三項第五号において「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況によっては、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。  
(環境影響評価の項目の選定)

**第二十二条** 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的に科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によつて行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一 水力発電所 別表第一

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に關し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として特定対象事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

六 風力発電所 別表第六

2 原子力発電所 別表第二

三 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第四

四 太陽電池発電所 別表第五

一 工事の実施（特定対象事業の一部として、特定対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 特定対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であつて特定対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第六までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」といいう。）

3 第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同項第一号イ（2）中「騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）」とあるのは「騒音」と、「超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）」とあるのは「超低周波音」と、同号ロ（1）中「水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）」とあるのは「水質」と、同号ハ中「その他の環境（及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「その他の環境」と、同項第二号中「環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第三号中「環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第四号イ中「廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）」とあるのは「廃棄物等」と、同号ロ中「温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「温室効果ガス等」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「項目」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。  
一 参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合  
二 対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が当期間存在しないことが明らかである場合  
三 特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合

5 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行ふ過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。  
(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

**第二十二条** 特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第三項において準用する第五条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関する学術上又は希少性的の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の

二 前条第三項において準用する第五条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関する学術上又は希少性的の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の

- 観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 三 前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第七から別表第十二までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法
- 四 前条第三項において準用する第五条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関する眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 五 前条第三項において準用する第五条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 六 前条第三項において準用する第五条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関する調査ではそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関する調査ではそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法
- 2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。
- 3 第一項の規定による手法の選定は、第二十条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。
- 4 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。
- 5 第一項の規定による手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び当該手法の選定を行つた理由を明らかにできるよう整理するものとする。
- （手法の選定）
- 第二十三条** 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第七から別表第十二までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。
- 1 水力発電所 別表第七
- 2 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第八
- 3 原子力発電所 別表第九
- 4 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第十
- 5 太陽電池発電所 別表第十一
- 6 風力発電所 別表第十二
- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

- 二 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- 二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- 三 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- 四 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。
- 3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。
- 一 特定対象事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、特定対象事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
- ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
- ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- （調査の手法の選定の留意事項）
- 第二十四条** 特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、特定対象地域特性を踏まえるに当たっては、当該特定対象地域特性が時間の経過に伴つて変化することに留意するものとする。
- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- 三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 特定対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（次項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査地点」という。）調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
- 五 調査に係る期間、時期又は時間帯（次項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査期間等」という。）調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「文献名」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地點及び調査期間の設定の根拠、調査の日時」とあるのは「出自及びその妥当性」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう当該期間を設定するとともに、年間を



四条第一項第二号」とあるのは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### (環境保全措置に関する指針)

特定対象事業に係る法第十二条第二項の環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十一条までに定めるところによる。

#### (環境保全措置の検討)

特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関する国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という）を検討するものとする。

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という）を検討するものとする。

#### (検討結果の検証)

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

#### (検討結果の整理)

環境保全措置の検討を行つたときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響

四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることができることが困難である理由

五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの場所並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 第二十八条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

3 構造等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行つたときは、当該構造等に関する複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程どのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

#### (事後調査)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行ふものとする。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

2 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たつては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 事後調査の必要性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二 事後調査を行う項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境影響が小さい手法を選定すること。

四 必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

3 第一項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たつては、次に掲げる事項をできる限り明らかにすることとする。

一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方針

五 関係地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 特定対象事業に係る施設等を譲渡した場合当該譲渡後における事後調査の実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に關し必要な事項

4 事後調査の終了並びに当該事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たつては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

（準備書の作成）

第三十二条 特定対象事業に係る法第十四条第一項に規定する準備書には、法第十四条第一項第一号から第九号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項のうち法第五条第一項第二号に掲げるものであつて、特定対象事業の内容に係るものについての第十七条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を除く。）に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項

二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項

四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項

五 供用開始後の定常状態における燃料使用量、給排水量その他の操業規模に関する事項

六 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告の内容

七 前各号に掲げるもののほか、特定対象事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 特定対象事業に係る法第十四条第一項第四号に掲げる事項は、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載するものとする。

3 特定対象事業に係る法第十四条第一項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第二十一条から第二十六条の二までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（項目につい

- ては第二十一条第三項及び第二十六条の二第四項で準用する第五条第五項に掲げる事項を、手  
法については第二十二条第五項（第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲  
げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。）に掲  
4 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項には、第二十七条から第三十一条  
までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第二十八条  
の規定による環境保全措置の検討の経過、第二十九条の規定による環境保全措置の検証の結果、  
第三十条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容をできる限り明らか  
にするものとする。
- 5 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項には、前条第一項の規定による検  
討の結果を記載するものとする。この場合において、同条第三項各号に掲げる事項をできる限り  
明らかにするものとする。
- 6 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項の記載に当たっては、他の選定項  
目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響について検討を行うため、選定項目ごとに取り  
まとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようするものとする。
- 7 特定対象事業に係る準備書について、法第十四条第二項において準用する法第五条第二項の規  
定により二以上の特定対象事業について併せて準備書を作成した場合にあつては、その旨を明ら  
かにするものとする。  
(評価書の作成)
- 第三十三条** 特定対象事業に係る法第二十一条第二項に規定する評価書には、法第二十一条第二項  
第一号から第四号まで及び前条第一項に掲げる事項に加え電気事業法第四十六条の十四第一項に  
規定する勧告の内容を記載するものとする。
- 2 前項に掲げる事項のうち、準備書に記載されていいる事項を修正した場合にあつては、当該準備  
書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。
- 3 前条第二項の規定は、特定対象事業に係る法第二十一条第二項第四号に掲げる事項について準  
用する。
- 4 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の評価書の作成について準用する。  
(報告書作成に関する指針)
- 第三十四条** 特定対象事業に係る法第三十八条の二第二項の報告書の作成に関する指針について  
は、次条及び第三十六条に定めるところによる。  
(報告書の作成時期等)
- 第三十五条** 特定対象事業に係る工事が完了した後で報告書を作成するものとする。
- 2 前項の規定により報告書を作成するに当たっては、工事の実施に当たつて講じた環境保全措置  
の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。
- 3 必要に応じて、工事中又は特定対象事業により設置又は変更されることとなつた発電所の供用  
後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。  
(報告書の記載事項)
- 第三十六条** 前条の規定により報告書を作成するに当たつては、次に掲げる事項について、当該報  
告書に記載するものとする。  
1 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在  
地）特定対象事業の名称、特定対象事業により設置又は変更されたこととなつた発電所の原  
動力の種類及び出力並びに特定対象事業が実施された区域等、特定対象事業に関する基礎的な  
情報
- 2 事後調査の項目、手法及び結果
- 3 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

- 四 第一号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効  
果及び不確実性の程度
- 五 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- 六 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表す  
る旨
- 3 前条の規定により報告書を作成するに当たつて専門家等の助言を受けた場合は、当該専門家等  
の所属機関の属性を報告書に記載するよう努めるものとする。
- 2 この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。ただし、第  
二条から第十七条までの規定は、環境影響評価法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平  
成十年六月十二日）から施行する。
- 1 附 則（平成一一年六月一一日通商産業省令第六三号）
- この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。
- 3 附 則（平成一一年六月一一日通商産業省令第三一九号）
- この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 附 則（平成一五年三月二〇日経済産業省令第二三号）
- この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行す  
る。ただし、第二条第一項第二十二号チの改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法  
律の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）の施行の日（平成十三年十二月十五  
日）から施行する。
- 1 附 則（平成一三年一月一四日経済産業省令第二二〇号）
- この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別  
措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）の施行の日（平成十三年十二月十五  
日）から施行する。
- 3 附 則（平成一五年三月二〇日経済産業省令第二二〇号）
- この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月十七日）  
から施行する。
- 2 附 則（平成一七年三月二九日経済産業省令第三一号）
- この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行  
する。
- 1 附 則（平成一八年三月三〇日経済産業省令第二三号）
- この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日か  
ら施行する。
- 2 附 則（平成一八年三月三〇日経済産業省令第二三号）
- この省令による改正後の発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定め  
る省令（以下「改正省令」という。）第三条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に環境影響評価法第十六条の規定に基づく準備書の公告を行つてある特定対  
象事業については、改正省令第三条から第十九条までの規定の適用については、なお従前の例に  
よる。



備考	供用及び在作物の存続地		工事は土地		機械の稼働
	取河水の存在	貯水池	存設地	変形地	
○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。					○
二この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。					○
イ工事の実施に関する内容					○
(1)工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	○	○			
(2)建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。	○	○			
(3)造成等の施工として、作業坑、土捨て場、工事用道路の関連工事を行う。	○	○			
ロ土地又は工作物の存在及び供用に関する内容	○	○	○		
(1)地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。	○	○	○		
(2)貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。	○	○	○		
(3)河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。	○	○	○		
三この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。	○	○	○		
四この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。	○	○	○		
五この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。	○	○	○		
六この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。	○	○	○		
七この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。	○	○	○		
八この表において「主要な人と自然との触合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触合いの活動の場をいう。	○	○	○		

別表第二（第二十一条関係）  
環境要素の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を目指して調査、予測及び評価されるべき環境要素

分の要影 区因響		大気環境		水環境		生物の多様性の確保及び自然環境の体系化	
物化酸黄硫	大気質						
物化酸素窒							
質物状子粒遊浮							
んじ粉炭石							
等んじ粉							
音騒	音騒						
動振	動振						
れ汚の水	水質						
化養栄富							
り濁の水							
温水							
質物害有	質底						
速流び及向流	他のそ						
び及形地な要重	質地び及形地			境環の他のそ			
へ息きす注及な重海地生べ目び種要るす息生に域海							
域へ落な重及な重に海群要び種要るす育生に域海							
るけづ徵特を域地							
び及点望眺な要主							
と然自と人な要主							
物棄廢業產							
土残							
素炭化酸二				等スガ果効室温			

生物の多様性の確保及び自然環境の体系化  
査、予測及び評価されるべき環境要素  
的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素  
の程度により予測

備考  
一〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるお

一〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

二この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

(2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。

(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行ふ。

備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。  
（2）燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。  
（3）排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。  
（4）温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表

層又は水中によるものがある。

(7) 発電設備から産業廃棄物が発生する。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地  
伴い發生する粒子状物質をいう。

域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

分 因 影 の 韵 区 要		環境要素の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境		環境要素の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境	
物化酸素室	大気質		大気環境		
等んじ粉					
音騒	音騒				
動振	動振				
れ汚の水	水質		水環境		
化養栄富					
り濁の水					
温水					
質物害有	質底				
速流び及向流	他のそ				
質地び及形地な要重	質地び及形地	境環の他のそ			
くをもす生域へ息きす注及な重 除のる息に海地生べ目び種要 物動るす息生に域海			動物		
くをもす生域へ落な重及な重 除のる育に海群要び種要 物植るす育生に域海			植物		
系態生るけづ徵特を域地		系態生			
にび並源資觀景び及点望眺な要主			観景		
活のい合れ触のと然自と人な要主			場の動活のい合れ触のと然自と人		
物棄廢業産			等廃棄物		
土残					

(1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。  
(2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む）を行う。

成、整地を行ふ。

(1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された原子力発電所を有する。

(3) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合であつて、取水方式として表層又は深層、放水方式

（4）機械等の稼働として、原子力発電所の運転を行う。

(5) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。

(6) 発電設備から産業廃棄物が発生する。

伴い発生する粒子状物質をいう。

術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

う。六  
この表において、「主要な監督点」とは、不特定かつ多數の者が利用している監督する場所をい

八七  
この表において「主要な眺望景観」とは、主要な展望点から景観資源を眺望する景観をいう。この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定か多数の者が利用

別表第四（第二十一条関係）している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

環境要素の区分 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 生物の多様性の人と自然環境への影響について調査、予測及び平価されるべき確保及び自然環境への豊かな期待の量

環境要素の体系的保全な触れ合の程度に

予測及び評価を旨とし及び評価

要素予測及び環境要  
されるべき環境で調査されるべき環境要

## 別表第四（第二十一條關係）

一〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるものであることを示す。  
二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

備考	供及存物工又土 用び在の作は地					施の工 実事		の区分 影響要因
	廃棄物の発生	稼働設の排ガス	施設の改変在地	な影響による造形等の施工	の搬出工事用資材等			
	○						硫酸化物酸窒化素粉じ	大気質
					○			
					○			
○							汚水の濁りの温泉	水質
				○				
	○							他その
			○					
				○			質び形な重地及地要	地及び地質
		○					変地動盤	地盤
				○	○		息きす注及な重地生べ目び種要	
				○	○		落な重及な重群要び種要	
				○	○		系生け徴を地熊るづ特域	
				○			景眺要に並資景及望な主	
				○			觀望な主び源觀び点眺要	
				○		○	の活いれの然とな主場動の合触と自人要	
○					○		物廢産業残土	
					○			



一〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

一〇印は各欄に掲げる環境要素か  
それがあるものであることを示す。  
二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏ま  
え区分したものである。

イ  
工事の実施に関する内容

(1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関

（2）建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）

（3）造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。

口 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容  
(1) 地形変更及び施設の設置等を実施し建設された風力発電所を有する。な

（2） 海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。

三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

備考	供及存物工又土用 び在の作は地		施の工分の 実事区			
	働の施稼設	在の施及改地存設び変形	響な時るに施等造影的一よ工の成	働の機建稼械設	出の材用工入搬等資事	
	○			○	○	
					○	
				○	○	
					○	
		○				
○						
		○		○		
		○		○		
		○		○		
		○		○		
		○		○		
		○				○
				○		
				○		

騒音		建機の稼働による影響	工事用資材搬出等による影響	入の資材搬出等による影響
一 調査すべき情報	一 気象の状況	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報
二 予測対象時期等	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法
三 調査地域	三 調査地域	三 調査地域	三 調査地域	三 調査地域
四 調査地点	四 調査地点	四 調査地点	四 調査地点	四 調査地点
五 調査期間等	五 調査期間等	五 調査期間等	五 調査期間等	五 調査期間等
六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
事例の引用又は解析	事例の引用又は解析	事例の引用又は解析	事例の引用又は解析	事例の引用又は解析
七 予測地域	七 予測地域	七 予測地域	七 予測地域	七 予測地域
八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点
九 予測対象時期等	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等
ハイ ロード	ハイ ロード	ハイ ロード	ハイ ロード	ハイ ロード
二 ハイ ロード	二 ハイ ロード	二 ハイ ロード	二 ハイ ロード	二 ハイ ロード
沿道の状況	沿道の状況	沿道の状況	沿道の状況	沿道の状況
調査の基本的な手法	調査の基本的な手法	調査の基本的な手法	調査の基本的な手法	調査の基本的な手法



水の汚れの存在	貯水池
ハ 気象の状況	一 調査すべき情報 イ 水の汚れに係る項目の状況
二 調査の基本的な手法	三 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するためには、該地域より上流の地域で、当該地域の水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な地域
四 調査地点	五 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するためには、適切かつ効果的な期間及び時期
六 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の引用若しくは解析	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	九 予測対象時期等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点
一 調査すべき情報 ハ 水の汚れに係る項目の状況	十 調査地點 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、河水の取水により水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域
二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	十一 調査地點 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、河水の取水により水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
三 調査地點 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、河水の取水により水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある流域	十二 調査地點 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
四 調査地點 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	十三 調査地點 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期
五 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	十四 調査地點 予測地点 八 予測地點 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点

六 単純混合式を用いた理論計算	流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点
九 予測対象時期等	発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)
一 調査すべき情報	全窒素、全燐の流入量の状況
二 気象の状況	流量の状況
三 調査地域	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
四 調査地点	流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な地域
五 調査期間等	流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
六 予測の基本的な手法	統計的手法又は事例の引用若しくは解析
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点
九 予測対象時期等	発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)
一 ハロイド	流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域
二 ハロイド	水の濁りに係る項目の状況
三 調査地域	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
水 の 渦 り な 影 響 一 に の 時 よ 施 成 的 工 等	化 富 栄 養 貯 水 池 の 存 在

流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けおそれがある地域	
四 調査地点	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
五 調査期間等	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
六 予測の基本的な手法	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
事例の引用又は解析	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
七 予測地域	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
八 予測地点	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点
九 予測対象時期等	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
一 調査すべき情報	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
二 調査の基本的な手法	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
三 調査地域	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
四 調査地点	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
五 調査期間等	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
六 予測の基本的な手法	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
七 予測地域	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
八 予測地点	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
九 予測対象時期等	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
発電所の運転が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）	流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点

溶存酸素の存在池	溶存酸素量の状況	調査すべき情報
度オ水 ン素 濃イ な一に の造 影 一 成 時 的 工 等	ハロイ 流量の状況	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた溶存酸素量に係る水質の汚濁についての測定の方法。
流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	三 調査地域	三 調査地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の溶存酸素量を予測し、及び評価するために必要な地域
流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	四 調査地点	四 調査地点
流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	五 調査期間等	五 調査期間等
流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法 溶存酸素量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析	六 予測の基本的な手法 溶存酸素量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析
第三号の調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	七 予測地域 八 予測地点 九 予測対象時期等	七 予測地域 八 予測地点 九 予測対象時期等
流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点	一 調査すべき情報	流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点
発電所の運転が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。
この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた水素イオン濃度に係る水質の汚濁についての測定の方法。	三 調査地域	三 調査地域
流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	四 調査地点	四 調査地点
流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域	五 調査期間等	五 調査期間等

重要な地形及び地質	水温	流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	
		六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解説	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域
存在施設及び地形の変更	貯水池の存在	八 予測地点 九 予測対象時期等 造成等の施工による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期	八 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点
一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 三 調査地域 四 調査地点 五 調査期間等 六 予測の基本的な手法 七 予測地域 八 予測地点 九 予測対象時期等	一 水温の状況 二 気象の状況 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な地点 五 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間及び時期 六 熱の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 七 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 三 調査地域 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 対象事業実施区域及びその周辺区域	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 三 調査地域 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

四 調査地點	
地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地點	
地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期	五 調査期間等
地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	六 予測の基本的な手法
第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	七 予測地域
八 予測対象時期等	地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
一 調査すべき情報	地形及び地質の状況
二 調査の基本的な手法	ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域
四 調査地点	貯水池及びその周辺区域
地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地點	五 調査期間等
地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期	六 予測の基本的な手法
重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	七 予測地域
第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	一 調査すべき情報
ハ 口頭、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫類その他の主な動物に関する動物相の状況	イ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
八 予測対象時期等	二 調査の基本的な手法
地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期	ロ 河水の取水により水生動物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
調査対象地域	対象事業実施区域及びその周辺区域



貯水池の存在	地形改変及び施設の状況	
	人との自然との触れ合いの活動の場の状況 人と自然との觸れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 調査すべき情報	
二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域の活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期 八 予測対象時期等
三 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺区域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な地点
四 調査地点	五 調査期間等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な手法
六 予測の基本的な手法	七 予測地域	人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
一 調査すべき情報	八 予測対象時期等	第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域の活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
二 調査の基本的な手法	イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
三 調査地域	ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な地点
四 調査地点	貯水池及びその周辺区域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な期間
五 調査期間等	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることと、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

五 この表について「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

八 予測対象時期等	五 調査期間等	四 調査地域	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気の汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。
九 予測対象時期等	六 予測の基本的な手法	三 調査地域	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測対象時期等	七 予測地域	二 調査の基本的な手法	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するためには、窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）
九 予測対象時期等	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報	原則として一年間（第一号ロの情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間）
八 予測対象時期等	六 予測の基本的な手法	一 調査すべき情報	大気の拡散式に基づく理論計算
九 予測対象時期等	五 調査期間等	四 調査地域	第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
九 予測対象時期等	四 調査地域	三 調査地域	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
九 予測対象時期等	三 調査地域	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
九 予測対象時期等	二 調査の基本的な手法	一 調査すべき情報	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な地点
九 予測対象時期等	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間及び時期
九 予測対象時期等	六 予測の基本的な手法	一 調査すべき情報	予測の基本的な手法
九 予測対象時期等	五 調査期間等	一 調査すべき情報	事例の引用又は解析
九 予測対象時期等	四 調査地域	一 調査すべき情報	予測地域
九 予測対象時期等	三 調査地域	一 調査すべき情報	第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
九 予測対象時期等	二 調査の基本的な手法	一 調査すべき情報	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できるおそれがある地域

浮遊粒子状物質(排ガス)	施設の稼働	質子
一 調査すべき情報	イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況	となる時期
二 調査の基本的な手法	ロ 気象の状況	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。
三 調査地域	浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
四 調査地点	浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	五 調査期間等
五 調査期間等	原則として一年間(第一号ロの情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間)	原則として一年間(第一号ロの情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間)
六 予測の基本的な手法	予測式に基づく理論計算	六 予測の基本的な手法
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)
八 予測対象時期等	調査すべき情報	八 予測対象時期等
九 大気の拡散式に基づく理論計算	ロ 気象の状況	発電所の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)
十 予測地域	調査の基本的な手法	文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報についてはデボジットゲージ又はダストジヤーによる測定、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。
十一 調査地域	石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域	十一 調査地域
十二 調査地点	石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
十三 原則として一年間	予測の基本的な手法	十三 原則として一年間
十四 大気の拡散式に基づく理論計算	予測の基本的な手法	十四 大気の拡散式に基づく理論計算

第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測対象時期等	一 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）	二 調査の基本的な手法	三 調査地域	四 調査地點	五 調査期間等
（機械等の稼働）	イ 降下ばいじんの状況	文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報についてはデボジットゲージ又はダストジヤーによる測定、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。	石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域	石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地點	第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域	原則として一年間
稼働	ロ 気象の状況	六 予測の基本的な手法	七 予測地域	八 予測対象時期等	九 調査地域	十 調査期間等
等の搬出入 工事用資材 等の搬出入	一 調査すべき情報	大气の拡散式に基づく理論計算	第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域	発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	五 調査期間等
等	二 調査の基本的な手法	三 調査地域	四 調査地點	五 調査期間等	六 予測すべき情報	七 調査の基本的な手法
粉じん	三 調査の基本的な手法	四 調査地點	五 調査地點	六 予測すべき情報	七 調査の基本的な手法	八 予測地域
等	四 調査地點	五 調査地點	六 予測すべき情報	七 調査の基本的な手法	八 予測地域	九 調査の基本的な手法

建設機械の稼働	第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点
九 予測対象時期等	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
一 調査すべき情報	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
二 気象の状況	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
三 調査地域	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
四 調査地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
五 調査期間等	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
六 予測の基本的な手法	予測の基本的な手法
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
九 予測対象時期等	建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
一 調査すべき情報	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
二 調査の基本的な手法	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
三 調査地域	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
四 調査地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
五 調査期間等	予測の基本的な手法
六 予測の基本的な手法	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

騒音		
工事用資材等の搬出入	一 調査すべき情報	第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
稼働建設機械の搬出	二 調査の基本的な手法	八 予測地点 八 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点
一 調査すべき情報	九 予測対象時期等	九 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
地表面の状況	一 調査すべき情報	十 資材等の搬出入による自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
騒音の状況	二 調査の基本的な手法	十一 予測対象時期等
第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 調査地城	十二 予測対象時期等
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な地点	四 調査地點	十三 予測対象時期等
音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	五 調査期間等	十四 予測対象時期等
音の伝搬理論に基づく計算	六 予測の基本的な手法	十五 予測対象時期等
音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	七 予測地域	十六 予測対象時期等
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測地點	十七 予測対象時期等
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地點における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等	十八 予測対象時期等
工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期	三 調査地城	十九 予測対象時期等

ハ 二 調査の基本的な手法	音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
三 調査地域	四 調査地点	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
四 調査地点	五 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、音の伝搬の特性を踏まえ、音の伝搬理論に基づく計算
五 調査期間等	六 予測の基本的な手法	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
六 予測の基本的な手法	七 予測地域	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
七 予測地域	一 調査すべき情報	音の伝搬の特性を踏まえ、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	二 調査の基本的な手法	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を最大となるおそれがある地点
九 予測対象時期等	三 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえ、音の伝搬の特性を踏まえ、音の伝搬理論に基づく計算
十 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となるおそれがある地点	四 調査地点	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
十一 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	五 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
十二 工事用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域	六 予測の基本的な手法	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
十三 予測地域	七 予測地域	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域
十四 予測地点	八 予測地点	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点

建設機械の稼働	九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期
	一 調査すべき情報 地盤の状況
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域
四 調査地点	四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
	五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
	九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期
二 調査すべき情報 地盤の状況	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域
四 調査地点	四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
	五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
	九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期

水の汚施設の稼働(排水)	九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)
	一 調査すべき情報 化学的酸素要求量の状況
二 調査の基本的な手法 水の汚施設の稼働(排水)	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。
	三 調査地域 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域
四 調査地点	四 調査地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
	五 調査期間等 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
六 予測法 事例の引用又は解析	六 予測法 事例の引用又は解析
	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測地点	八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
	九 予測対象時期等 第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期



四 調査地点	水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	原則として一年間	六 予測の基本的な手法	第三号の調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域	五 調査期間等	原則による数値計算又は水理模型実験	七 予測地域	第三号の調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
五 調査期間等	最大になる時期を設定することができる場合に限る)	八 予測対象時期等	発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期	一 調査すべき情報	有害物質に係る底質の状況	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域	しゅんせつ工事を行う区域
六 予測の基本的な手法	調査地点	前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点	四 調査期間等	原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に一回	五 予測の基本的な手法	有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析	七 予測地域	有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
六 予測の基本的な手法	調査すべき情報	有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等	しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	
三 調査地域	二 調査の基本的な手法	有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等	しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	
四 調査地点	文 献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等	しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	
五 調査期間等	六 原則として一年間	有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等	しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	八 予測地点	



施設の稼働 (温排水)		八 予測対象時期
一 調査すべき情報	イ 海生植物の主な種類及び分布の状況	八 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境の状況
二 調査の基本的な手法	ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況	九 生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期
文 献 その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解 析	二 調査の基本的な手法	文 献 その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解 析
三 調査地域	三 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面	三 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面
四 調査地点	四 調査地点	四 調査地点
五 調査期間等	五 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	五 調査期間等
六 予測の基本的な手法	六 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	六 予測の基本的な手法
七 予測地域	七 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改变の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	七 予測地域
八 調査の基本的な手法	八 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 調査の基本的な手法
文 献 その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解 析	九 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期	九 文 献 その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解 析
三 調査地域	三 調査地域	三 調査地域
四 調査地点	四 調査地点	四 調査地点
五 調査期間等	五 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	五 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
文 献 その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解 析	七 予測の基本的な手法	七 予測の基本的な手法
三 調査地域	八 予測の基本的な手法	八 予測の基本的な手法
四 調査地点	九 予測の基本的な手法	九 予測の基本的な手法
五 調査期間等	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報



二酸化施設の稼動 (排ガス)	二酸化炭素	三 予測対象時期等
備考		
一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼動に伴い発生する粒子状物質をいう。	一 予測の基本的な手法	工事期間
二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。	二 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握	
三 この表において「注すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注すべき生息地をいう。	三 予測の対象時期又は時間帯	
四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。	二 予測地域	
五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	発電所の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)	

建設機械の稼働	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点が最大となる時期	
	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響	
一 調査すべき情報	予測対象時期等	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
二 調査の基本的な手法	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けおそれがある地域	三 調査地域
三 調査地點	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測するために適切かつ効果的な地点	四 調査地點
四 調査地點	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間	五 調査期間等
五 調査期間等	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法
六 予測の基本的な手法	事例の引用又は解析	七 予測地域
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測地點
八 予測地點	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等
九 予測対象時期等	建設機械の稼働による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期	一 調査すべき情報
一 調査すべき情報	二 調査の基本的な手法	二 調査地點
二 調査地點	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地點
三 調査地點	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域	四 調査地點
四 調査地點	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	五 調査期間等
五 調査期間等	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法
六 予測の基本的な手法	事例の引用又は解析	七 予測地城
七 予測地城	第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域	

粉じん等 工事用資材 等の搬出入	八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期	建設機械の 稼働 一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法



資料等の搬入	音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地點 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬理論に基づく計算
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地點 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大となる時期を設定することができる場合に限る)に把握できる地点 九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大となる時期を設定することができる場合に限る)
一 調査すべき情報	イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解釈。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。
三 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地點 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な手法 六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地點 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 九 予測対象時期等

		振動
工事用資材等の搬出入	一 調査すべき情報 交通量に係る状況	資料等の搬出入による自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる
解析	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び	時
区域	三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺	
四 調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
五 調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	
六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	
七 予測地域 一 調査すべき情報	第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を的確に把握できる地域	
八 予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点	
九 予測対象時期等	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期	
三 調査地域	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び	
四 調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
五 調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	
六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
八 予測地点	予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	
建設機械の稼働		

施設の稼働 (機械等の稼働)	一 調査すべき情報 地盤の状況	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
		九 予測対象時期等
建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	三 調査地域	三 調査地域
振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	四 調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
	五 調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法	六 予測の基本的な手法	振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法
	七 予測地域	事例の引用又は解析
振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点	八 予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等
発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報
	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	四 調査地点	四 調査地点
化成的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	五 調査期間等	五 調査期間等
	六 予測法	化成的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法
化成的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法	七 予測地域	事例の引用又は解析
	八 予測地点	九 予測対象時期等
第三号の調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等
	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報
富栄養化施設の稼働 (排水)	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法
	三 調査地域	三 調査地域
富栄養化施設の稼働 (排水)	四 調査地点	四 調査地点
	五 調査期間等	五 調査期間等
第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
	七 予測地域	七 予測地域
予測地点	八 予測地点	八 予測地点
	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等
第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報
	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域	三 調査地域
	四 調査地点	四 調査地点
全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域	五 調査期間等	五 調査期間等
	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域	七 予測地域	七 予測地域
	八 予測地点	八 予測地点
第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等
	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報
振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法
	三 調査地域	三 調査地域
全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域	四 調査地点	四 調査地点
	五 調査期間等	五 調査期間等
全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
	七 予測地域	七 予測地域
全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測地点	八 予測地点
	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等

有害物質 稼働 建設機械の 有無	水温 (温排水)		
		施設の稼働	
第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するための適切かつ効果的な期間及び時期	五 調査期間等	五 調査期間等
浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するための適切かつ効果的な期間及び時期	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するための適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
事例の引用又は解析	事例の引用又は解析	七 予測地域	七 予測地域
第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測地点	八 予測地点
浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等
造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報
水温の状況	水温の状況	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法
その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解釈	その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解釈	三 調査地域	三 調査地域
水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面	水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面	四 調査地点	四 調査地点
水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するための適切かつ効果的な地点	水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するための適切かつ効果的な地点	五 調査期間等	五 調査期間等
原則として一年間	原則として一年間	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
数理モデルによる数値計算又は水理模型実験	数理モデルによる数値計算又は水理模型実験	七 予測地域	七 予測地域
第三号の調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域	第三号の調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測対象時期等	八 予測対象時期等
(最大になる時期を設定することができる場合に限る)	(最大になる時期を設定することができる場合に限る)	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報
有害物質に係る底質の状況	有害物質に係る底質の状況	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解釈	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解釈	三 調査地域	三 調査地域
前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点	前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点	四 調査地点	四 調査地点

五 調査期間等	原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に一回予測の基本的な手法
六 予測地城	有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析
七 予測地点	有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測対象時期等	有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点
九 予測対象時期等	しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期
在び施設の存在	調査の基本的な手法
施設の稼働(温排水)	二 調査地城 三 調査地點 四 調査地點 五 調査期間等 六 原則として一年間 七 予測地城 八 予測対象時期等 九 予測対象時期等
流向及び流速	調査の基本的な手法
地形改変及一調査すべき情報	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
二 調査の基本的な手法	調査地城 調査地點 調査地點 調査期間等 原則として一年間 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験 第三号の調査地域のうち、流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地形改変及び施設の存在による流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る） 一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
三 調査地城	調査の基本的な手法
四 調査地點	調査の基本的な手法
五 調査期間等	調査の基本的な手法
六 原則として一年間	数理モデルによる理論計算又は水理模型実験
七 予測地城	調査の基本的な手法
八 予測対象時期等	調査の基本的な手法
九 予測対象時期等	調査の基本的な手法

八 予測対象時期等	第三号の調査地域のうち、流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域	七 発電所の運転が定常状態となる時期及び施設の稼働による流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）	七 予測地域	
七 地形改変及 び施設の存 在	八 予測対象時期等	八 予測対象時期等	八 予測対象時期等	
六 予測の基本的な手法	五 調査期間等	五 調査期間等	五 調査期間等	
五 調査期間等	四 調査地点	四 調査地点	四 調査地点	
四 調査地点	三 調査地域	三 調査地域	三 調査地域	
三 調査地域	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法	
二 調査の基本的な手法	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報	一 調査すべき情報	
一 調査すべき情報	重要な種 造成等の施 工による一 口 べき生 時 的 な影 響	重要な種 造成等の施 工による一 口 べき生 時 的 な影 響	重要な種 造成等の施 工による一 口 べき生 時 的 な影 響	
重要な種 造成等の施 工による一 口 べき生 時 的 な影 響	息地（海 地形改 変及 くもの するもの 在 を除く。）	息地（海 地形改 変及 くもの するもの 在 を除く。）	息地（海 地形改 変及 くもの するもの 在 を除く。）	

施設の稼働 (温排水)	海域に生息する動物の地形改变及 在施設の存在	第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
		八 予測対象時期等	八 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
三 調査地域 解 析	七 予測地域	第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域	第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	四 調査地点	四 調査地点	四 調査地点
	五 調査期間等	五 調査期間等	五 調査期間等
	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
	七 予測地域	七 予測地域	七 予測地域
	八 予測対象時期等	八 予測対象時期等	八 予測対象時期等
一 調査すべき情報	イ 海生動物の主な種類及び分布の状況	イ 海生動物の主な種類及び分布の状況	イ 海生動物の主な種類及び分布の状況
	ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況	ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況	ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況
二 調査の基本的な手法	ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
文献 その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び	二 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び	二 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び	二 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び

八	予測対象時期等	水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面
四	調査地点	動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間等の調査期間等
五	調査期間等	動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
六	予測の基本的な手法	海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
七	予測地域等	第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八	予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
三	調査地域	第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
一	調査すべき情報	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
二	調査の基本的な手法	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
三	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解説	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
四	対象事業実施区域及びその周辺区域	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
五	調査期間等	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
六	予測の基本的な手法	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
七	予測地域	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八	予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域



五 調査期間等	
主要な人との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時期
予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法
主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析	イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析
主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法	ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法
予測地域	七 予測地域
主要な人との自然との触れ合いの活動の場	八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
工事用資材等の搬出入	九 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
二 調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
調査地域	三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域
調査地点	四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
調査期間等	五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間
予測地域	六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
予測対象時期等	七 予測対象時期等 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある場合

在 び施設の存 在	地形改変及 び調査すべき情報 の状況	人との触れ合いの活動の場の状況	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境 の状況	口	イ	調査すべき手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び 解説	対象事業実施区域及びその周辺区域	三 調査地域
四 調査地点	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主 要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な地点	五 調査期間等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	六 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の 程度を把握した上で、事例の引用又は解説	七 予測地域	第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある 地域	八 予測対象時期等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合 いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
九 調査すべき情報 の状況	人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境 の状況	一 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び 解説	十 調査地域	資料等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域	十一 調査地点	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主 要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な地点	十二 調査期間等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主 要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価する ために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

参考項目 の区分	環境要素影響要因の区分	参考項目 別表第十（第二十三条関係）	参考手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	
				第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域	七 予測地域
産業廃棄物による一時的な影響	産業廃棄物造成等の施工による一工事による一時的な影響	対象事業実施区域	二 予測地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
生産廃棄物の発生	工事期間	三 予測対象時期等	二 予測地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
残土	造成等の施工による一時的な影響	三 予測対象時期等	二 予測地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
備考	工事期間	三 予測対象時期等	二 予測地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。	一 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。	一 予測の基本的な手法	一 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
二 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。	二 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。	二 予測の基本的な手法	二 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
三 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。	三 予測対象時期等	三 予測対象時期等	三 予測対象時期等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。	四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。	四 予測の基本的な手法	四 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。	五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。	五 予測の基本的な手法	五 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいる人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいる人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等

硫化水素 施設の稼働 (排ガス)	
一 調査すべき情報 硫化水素の濃度の状況 気象の状況	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。
三 調査地域 硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがある地域	四 調査地点 硫化水素の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
五 調査期間等 原則として一年間(第一号ロの情報において高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各一週間)	六 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算又は風洞模型実験
七 予測地域 第三号の調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)
一 調査すべき情報 気象の状況	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
三 調査地域 硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがある地域	四 調査地点 硫化水素の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
五 調査期間等 硫化水素の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
七 予測地域 第三号の調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測地点

温泉	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	予測地	生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域
施設の稼働 (地熱流体の採取及び熱水の還元)	浮遊物質量の状況	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。	八 予測地点 第三号の調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域	生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
二 調査すべき情報 事例の引用又は解析	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。	九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)	八 予測地点 第三号の調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
三 調査地域	四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
一 調査すべき情報 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	八 予測地点 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域

地盤変動	重要な地形及び地質	地形改変及び地施設の存在	予測地域
還元	温泉に係る特性を踏まえ、温泉に係る環境影響を受けるおそれがある地域	第三号の調査地域のうち、温泉に係る特性を踏まえ、温泉に係る環境影響を受けるおそれがある地域	第三号の調査地域のうち、温泉に係る特性を踏まえ、温泉に係る環境影響を受けるおそれがある地域
施設の稼働	温泉に係る特性を踏まえ、前号の調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	温泉に係る特性を踏まえ、前号の調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	温泉に係る特性を踏まえ、前号の調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
(地熱流体の採取)	予測の基本的な手法	予測の基本的な手法	予測の基本的な手法
二 調査の基本的な手法	事例の引用又は解析	事例の引用又は解析	事例の引用又は解析
一 調査すべき情報	七 予測地域	八 予測地点	九 予測対象時期等
二 調査の基本的な手法	地形及び地質の状況	温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点	発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）
三 調査地域	地形及び地質の分布、状態及び特性	温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点	発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）
四 調査地点	二 調査の基本的な手法	八 予測地点	九 予測対象時期等
五 調査期間等	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	地形及び地質の状況	温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点
六 予測の基本的な手法	地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	地形及び地質の分布、状態及び特性	温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点
七 予測地域	地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	地形及び地質の分布、状態及び特性	温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点
八 予測対象時期等	地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる地点	地形及び地質の分布、状態及び特性	温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点
二 調査の基本的な手法	第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	地形及び地質の分布、状態及び特性	温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	地盤変動の特性を踏まえ、地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 調査地域	地盤変動の特性を踏まえ、前号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	四 調査地点	地盤変動の特性を踏まえ、第三号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間及び時期	五 調査期間等	地盤変動の特性を踏まえ、第三号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間及び時期
予測の基本的な手法	事例の引用又は解析	六 予測の基本的な手法	事例の引用又は解析	七 予測地域	第三号の調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえ、地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測対象時期等	第三号の調査地域のうち、地盤変動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）
予測対象時期等	調査すべき情報	調査すべき情報	調査すべき情報	二 調査の基本的な手法	発電所の運転が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）	九 予測対象時期等	第三号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間及び時期
調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	二 調査の基本的な手法	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況	十 予測対象時期等	地盤変動の特性を踏まえ、第三号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間及び時期
調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	二 調査の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	十一 予測対象時期等	地盤変動の特性を踏まえ、第三号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間及び時期
調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	十二 予測対象時期等	地盤変動の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	二 調査の基本的な手法	動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するためには適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	十三 予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
調査対象	調査対象	調査対象	調査対象	二 調査の基本的な手法	動物の生息の特性を踏まえ、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	十四 予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期

な 群 落	重 要 な 種 造 成 等 の 施 工	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	文 献 そ の 他 の 資 料 及 び 現 地 調 査 に よ る 情 報 の 收 集 並 び に 當 該 情 報 の 整 理 及 び 解 析
生 態 系	地 域 を 特 徴 づ け る に よ る 一 時 的 な 影 響	施 設 の 存 在	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在
二 調 査 期 間 等	五 調 査 期 間 等	六 予 測 の 基 本 的 な 手 法	一 調 査 す べ き 情 報
三 調 査 地 域	四 調 査 地 点	七 予 測 地 域	二 調 査 の 基 本 的 な 手 法
対 象 事 業 実 施 区 域 及 び 其 の 周 辺 区 域	四 調 査 地 点	八 予 測 對 象 時 期 等	文 獻 そ の 他 の 資 料 及 び 現 地 調 査 に よ る 情 報 の 收 集 並 び に 當 該 情 報 の 整 理 及 び 解 析
三 調 査 地 域	一 調 査 す べ き 情 報	九 予 測 對 象 時 期 等	文 獻 そ の 他 の 資 料 及 び 現 地 調 査 に よ る 情 報 の 收 集 並 び に 當 該 情 報 の 整 理 及 び 解 析
四 調 査 地 域	二 調 査 基 本 的 手 法	十 予 測 對 象 時 期 等	文 獻 そ の 他 の 資 料 及 び 現 地 調 査 に よ る 情 報 の 收 集 並 び に 當 該 情 報 の 整 理 及 び 解 析
五 調 査 期 間 等	三 調 査 基 本 的 手 法	十一 予 測 對 象 時 期 等	文 獻 そ の 他 の 資 料 及 び 現 地 調 査 に よ る 情 報 の 收 集 並 び に 當 該 情 報 の 整 理 及 び 解 析
七 予 測 地 域	六 予 測 對 象 時 期 等	十二 予 測 對 象 時 期 等	文 獻 そ の 他 の 資 料 及 び 現 地 調 査 に よ る 情 報 の 收 集 並 び に 當 該 情 報 の 整 理 及 び 解 析
第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域	五 調 査 期 間 等	十三 予 測 對 象 時 期 等	文 獻 そ の 他 の 資 料 及 び 現 地 調 査 に よ る 情 報 の 收 集 並 び に 當 該 情 報 の 整 理 及 び 解 析

主要な眺望点及び施設の稼働	景観資源並びに主要な眺望	主要な眺望地改変及び	予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な人との触れ合の場の活動	主要な人との搬出入と自然との触れ合	主要な人用事用資材等	一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況
四 調査地点	三 調査地域	四 調査地点	二 調査の基本的な手法 文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
周辺区域	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	五 調査期間等	五 調査期間等
四 調査地点	五 調査期間等	六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改变の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
四 調査地点	六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改变の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	七 予測地域	七 予測地域
四 調査地点	七 予測地域	八 予測対象時期等	八 予測対象時期等
周辺区域	八 予測対象時期等	九 予測対象の特性	九 予測対象の特性
四 調査地点	九 予測対象の特性	十 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利	十 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利
四 調査地点	十 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利	十一 調査の基本的な手法 二 調査の基本的な手法	十一 調査の基本的な手法 二 調査の基本的な手法
周辺区域	十一 調査の基本的な手法 二 調査の基本的な手法	十二 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法	十二 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法
四 調査地点	十二 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法	十三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法	十三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法

産業廃棄物による一時的な影響による一時的施工	地形改変及び施設の存在	五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯		
		六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析		
		七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受ける主要な人と自然との觸れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域		
		八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期		
		一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況		
		二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析		
		三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域		
		四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点		
五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯		五 調査期間等 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の觀点から重要であるものをいう。 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の觀点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。 五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。 六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		
六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析		七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受ける主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域		
八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある		九 粉じん等の搬出入等の搬出料 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある		
九 予測対象時期等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期		十 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析		
十一 予測対象地域 対象事業実施区域		十二 予測地城 対象事業実施区域		
十三 予測対象時期等 工事期間		十四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)		

参考項目	参考手法	別表第十一(第二十三条関係)	
		要素の区分	要影響要因の参考
等の搬出料等の搬入	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 三 調査地域 四 調査地点 五 調査期間等	一 気象の状況 二 調査の基本的な手法 三 調査地域 四 調査地点 五 調査期間等	一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の觀点から重要であるものをいう。 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の觀点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。 五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。 六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
粉じん等の搬出料等の搬入	一 調査の基本的な手法 二 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法 五 調査の基本的な手法 六 調査の基本的な手法	一 調査の基本的な手法 二 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法 五 調査の基本的な手法 六 調査の基本的な手法	一 予測の基本的な手法 二 予測の基本的な手法 三 予測の基本的な手法 四 予測の基本的な手法 五 予測の基本的な手法 六 予測の基本的な手法
粉じん等の搬出料等の搬入	一 調査の基本的な手法 二 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法 五 調査の基本的な手法 六 調査の基本的な手法	一 調査の基本的な手法 二 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法 五 調査の基本的な手法 六 調査の基本的な手法	一 予測の基本的な手法 二 予測の基本的な手法 三 予測の基本的な手法 四 予測の基本的な手法 五 予測の基本的な手法 六 予測の基本的な手法

		五 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
	六 予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく計算	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
七 予測地域	八 予測対象時期等	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
九 予測対象時期等	九 予測対象時期等	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
二 建設機械の稼働	一 調査すべき情報	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期
三 調査地域	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法
四 調査地点	四 調査地点	音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
五 調査期間等	五 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
六 予測の基本的な手法	六 予測の基本的な手法	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
七 予測地域	七 予測地域	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
八 予測対象時期等	八 予測対象時期等	第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
九 予測対象時期等	九 予測対象時期等	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期
二 施設の稼働	一 調査すべき情報	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
三 騒音の状況	三 騒音の状況	地表面の状況	地表面の状況
四 地表面の状況	四 地表面の状況	地表面の状況	地表面の状況

	振動	
工事用資材等の搬出入		
一 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
二 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	
三 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
四 調査地点	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
五 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	
六 予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく計算	
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
八 予測地点	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点	
九 予測対象時期等	発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)	
二 調査の基本的な手法	文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解説	
三 調査地域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域	
四 調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
五 調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時間帯	
六 予測の基本的な手法	事例の引用又は解析	
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を予測するおそれがある地域	
八 予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点	
九 予測対象時期等	音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	

		工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期
稼働	建設機械の稼働	二 調査すべき情報
一 地盤の状況	地盤の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解説	
三 調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
四 調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地點	
五 調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時期	
六 予測の基本的な手法	第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
七 予測地域	第三号の調査地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点	
八 予測地點	建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期	
九 予測対象時期等	振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点	
一 調査すべき情報	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解説。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法	
三 調査地域	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
四 調査地點	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地點	
五 調査期間等	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時期	
六 予測の基本的な手法	第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
七 予測地城	第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
八 予測地點		

地形改変及 び施設の存 在	地形改変及 び浮遊物質量の状況	九 予測対象時期等
		造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点
二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法	
三 調査地域	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
四 調査地点	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
五 調査期間等	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	
六 予測の基本的な手法	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
事例の引用又は解析	第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	
七 予測地域	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点	
八 予測地点	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期	
九 予測対象時期等	水の濁りの特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期	
一〇 地形及び地質の状況	水の濁りの特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期	
一一 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性	水の濁りの特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期	
一二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
三 調査地域	地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
四 調査地点	地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期	
五 調査期間等	重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	
六 予測の基本的な手法	地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期	
七 予測地域	地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期	

土地の地形改変及び施設の存在	地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
一 調査すべき情報 土地の安定性の状況	第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	八 予測対象時期等
三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域	八 予測対象時期等
四 調査地点 土地の特性を踏まえ、前号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	八 予測対象時期等
五 調査時期等 土地の特性を踏まえ、第三号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期	八 予測対象時期等
六 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壤や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法	八 予測対象時期等
七 予測地域 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、第三号の調査地域に準ずる	八 予測対象時期等
八 予測対象時期等 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期	八 予測対象時期等
九 地形の状況 ロ 土地利用の状況	八 予測対象時期等
二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	八 予測対象時期等
三 調査地域 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測対象時期等
四 調査地点 反射光の特性を踏まえ、前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	八 予測対象時期等
五 調査期間等 反射光の特性を踏まえ、第三号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	八 予測対象時期等
六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	八 予測対象時期等
七 予測地域 第三号の調査地域のうち、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響をうけるおそれがある地域	八 予測対象時期等

地域を特徴する生息環境の状況	地形改変及び施設の存在による一時的な影響	地形改変及び施設の存在による一時的な影響	対象事業実施区域及びその周辺区域	調査地域	予測対象時期等
主な眺望点における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時間帯	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域	予測対象時期等	予測対象時期等
主な眺望点における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時間帯	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域	予測対象時期等	予測対象時期等
主な眺望点における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時間帯	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価るために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域	予測対象時期等	予測対象時期等
主な眺望点における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間及び時間帯	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価のために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域	予測対象時期等	予測対象時期等

主要な工事用資材等の搬出入	人と自然との活動の場の触れ合いの状況	人との場所	予測対象地域	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法
				第三号の調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
七 予測地域	八 調査すべき事項	九 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	十 区域調査地點	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
地形改変及び施設の存続	三 調査地域	四 区域調査地點	五 調査期間等	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点
二 調査の基本的な手法	三 調査地域	四 区域調査地點	五 調査期間等	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
一 予測対象時期	二 予測地域	三 区域調査地點	四 区域調査地點	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
二 調査の基本的な手法	二 予測地域	三 区域調査地點	四 区域調査地點	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域の状況
二 調査の基本的な手法	一 調査すべき事項	二 予測地域	三 区域調査地點	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合の活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
二 調査の基本的な手法	二 予測地域	三 区域調査地點	四 区域調査地點	六 イ 引用又は解析 ロ 口 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合の活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期

参考項目	騒音区分	環境要素の影響要因の区分	参考手法	別表第十二（第二十三条関係）	
				一 調査すべき情報	
稼働建設機械の音	一 調査すべき情報	工事用資材等の搬出入	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法	ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況	六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用して、いる眺望する場所をいう。 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
調査の基本的な手法	二 調査の基本的な手法	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	五 調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域四 調査地点	五 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
地表面の状況	九 予測対象時期等	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	六 予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく計算	六 音の伝搬の特性を踏まえ、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域八 予測地点
地表面の状況	一 調査すべき情報	音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	七 予測地域	七 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域八 予測地点	七 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域八 予測地点
地表面の状況	二 調査の基本的な手法	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等	九 予測対象時期等

第一項の規定による特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法	三 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	四 調査地点
音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	五 調査期間等
音の伝搬理論に基づく計算	六 予測の基本的な手法
音の伝搬理論に基づく計算	七 予測地域
第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	一 調査すべき情報
八 予測地点	二 調査の基本的な手法
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点	三 調査地域
九 予測対象時期等	四 調査地点
建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期	五 調査期間等
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻	六 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	七 音の伝搬理論に基づく計算
音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	八 予測地点
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等
第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	一 調査すべき情報
八 予測地点	二 調査の基本的な手法
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	三 調査地域
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	四 調査地点
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法	五 調査期間等
音の伝搬理論に基づく計算	六 予測の基本的な手法
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域	七 音の伝搬理論に基づく計算
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地点における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	八 予測対象時期等
音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等

九 建設機械の稼働による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 工による一浮遊物質量の状況 時的な影響	二 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法	三 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそらくある地域	四 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	五 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	六 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域	七 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点	八 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	九 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域
有害物質								
建設機械の稼働								
調査地點	一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域	四 調査地點 前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点	五 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に一回 予測の基本的な手法	六 予測地點 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析	七 予測地點 有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測地點 有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点

		重要な地形及び地質	
	施設の稼働	地形改変及び施設の存在	予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期
風車の影			一 調査すべき情報 地形及び地質の状況
			二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
			三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
	四 調査地点	地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	一 調査すべき情報 地形及び地質の状況
	五 調査期間等	地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	六 予測の基本的な手法	地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	
	七 予測地域	第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域	
	八 土地利用の状況	地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期	
	九 地形の状況	文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理	
	一 調査すべき情報 地形の状況	地形利用の状況及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域	
	二 調査の基本的な手法	土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	
	三 調査地域	土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	
	四 調査地点	等時間の日影線を描いた日影図の作成	
	五 調査期間等	第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	
	六 予測の基本的な手法	土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	
	七 予測地域	予測対象時期等	
	八 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点		
	九 予測対象時期等		

		重要な種及び造成等の施設の存在	発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期
	施設の稼働	生物改変及び施設の存在	一 調査すべき情報 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆蟲類に関する動物相の状況
風車の影			二 調査の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
			三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
	四 調査地点	動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	一 調査すべき情報 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆蟲類に関する動物相の状況
	五 調査期間等	動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	二 調査の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
	六 予測の基本的な手法	動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期	三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
	七 予測地域	第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域	一 調査すべき情報 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況
	八 調査地点	予測対象時期等	二 調査の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
	九 調査地域	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
	一 調査すべき情報 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	四 調査地点	四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	五 調査期間等
	三 調査地域	動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域	六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
	四 調査地点	予測対象時期等	七 予測地域 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	五 調査期間等	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	八 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
	六 予測の基本的な手法	動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	九 予測対象時期等
	七 予測地域	予測対象時期等	
	八 調査地点		
	九 調査地域		

系 地域を特徴 づける生態 工による一 時的な影響 育環境の状況	海域に生育する植物 造成等の施 工による一 時的な影響 地形改変及 び施設の存 在	第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	五 調査期間等
			植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
一 調査すべき情報	第一 海生植物の主な種類及び分布の状況 二 調査の基本的な手法 三 調査地域	第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域	六 予測の基本的な手法
			植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
四 調査地點	四 対象事業実施区域及びその周辺区域	八 予測対象時期等	七 予測地域
			予測の基本的な手法
五 調査期間等	五 植物の生育特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	八 予測対象時期等	八 予測の基本的な手法
			植物の生育特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
六 予測の基本的な手法	六 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改变の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	七 予測地域	七 予測地域
			予測の基本的な手法
七 予測地域	七 第三号の調査地域のうち、植物の生育特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域	八 予測対象時期等	八 予測対象時期等
			植物の生育特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
八 予測対象時期等	八 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期	九 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	九 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
			植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

二 地形改変及び施設の稼働による調査地域における対象事業実施区域及びその周辺区域	
三 調査地域	調査の基本的な手法
四 調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
五 調査期間等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間又は経路
六 予測の基本的な手法	注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八 予測対象時期等	予測対象時期等
一 調査すべき情報	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
三 調査地域	主要な眺望景観の状況
四 対象事業実施区域及びその周辺区域	主要な眺望点
五 調査地点	第三号の調査地域における主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
六 調査期間等	調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
七 予測地域	第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域

境界要素 されるべき環 境要素 予測及び評価 されるべき環	放射性物質に係る参考項目 環境要素の区分 一般環境中の放射線の量（粉工事の実施等の搬出入伴うもの） 放射性物質にじん等の発生に伴うもの 建設機械の稼働★	参考手法 一 調査すべき情報 放射線の量の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報について調査、収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊物質量の状況に係る情報については環境基準において定められた浮遊物質に係る水質の汚濁についての測定の方	備考 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。 二 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいふ。 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 四 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカーフリー）をいう。 五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。 六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	第三号の調査地域のうち、人と自然との觸れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそらくの地域								

調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を予測するため適切かつ効果的な期間及び評価するための調査地点	調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査における放射線に係る環境影響を予測するため適切かつ効果的な期間及び評価するための調査地点	調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域											

別表第十三（第二十六条の二関係）

備考		
	放射線の量（産業廃棄物の発生に伴うもの）※	放射線の量（放射線の量（産業廃棄物の発生に伴うもの）※）
一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によつて把握されるものをいう。		
二 調査期間等	浮遊物質量の拡散の特性（水力発電所に係る環境影響評価を実施する場合には、流域の特性及び水の濁りの変化の特性とする。以下同じ。）を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法
三 調査地点	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法	四 調査地 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法
四 調査地點	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法	五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法
五 調査期間等	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な手法	六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点
七 予測地域	八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点	九 予測対象時期等 イ 建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼動による放射線に係る環境影響が最大となる時期
八 予測地点	ロ 造成等の施工による一時的な影響に係るものにあつては、当該施工による放射線に係る環境影響が最大となる時期	一 予測の基本的な手法 イ 放射性物質を含む産業廃棄物に係るものにあつては、当該産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握
九 予測対象時期等	二 予測地域 放射性物質を含む残土に係るものにあつては、当該残土の排出量の把握	二 予測地域 放射性物質を含む産業廃棄物に係るものにあつては、当該産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握
工事期間	三 予測対象時期等	三 予測対象時期等

二 この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第六までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。  
 三 ※が付されている項目については、水力発電所に係る環境影響評価において、★が付されている項目については、地熱発電所に係る環境影響評価において、それぞれ放射性物質に係る参考項目としない。